

介護保険だより

【みんなで学び 育てよう 介護保険！】



平成16年度介護保険料本算定について

介護保険サービスを受けた場合に町が支払う介護給付費（9割分）は、財源の半分を介護保険料が占めており、そのうち18%を65歳以上の保険料で、32%を40歳から64歳の保険料でまかなっています。

このように介護保険料は、介護給付費を支払うための重要な財源ですので、必ず納期内に納めてください。

◆平成16年度介護保険料の納入期限について

普通徴収（納付書で納入）の納入期限については、次の表のとおりです。1～2期分が仮算定、3～6期分が本算定となります。仮算定とは、6月の住民税が確定するまでの間、平成15年度の保険料額をもとに平成16年度の保険料を暫定的に賦課（※料金を負担すること）することです。本算定とは、6月の住民税が確定した後、年間の介護保険料を計算し賦課することです。口座振替を利用される方については、振替指定日に指定口座から引き落とされますので通帳残額の確認をお願いします。

また年金から特別徴収される方については、年金の支給月に介護保険料の2カ月分が天引きされ年金が支給されます。特別徴収については、4月・6月・8月が仮算定となり、10月・12月・2月が本算定となります。なお、老齢（退職）年金が年額18万円未満の方や遺族年金、障害年金、老齢福祉年金のみの受給の方については、特別徴収されず普通徴収になります。

期 別	納 入 期 限	口座振替指定日
第1期（仮算定）	平成16年4月30日	平成16年4月26日
第2期（ " ）	平成16年6月30日	平成16年6月25日
第3期（本算定）	平成16年8月31日	平成16年8月25日
第4期（ " ）	平成16年11月1日	平成16年10月25日
第5期（ " ）	平成16年12月27日	平成16年12月20日
第6期（ " ）	平成17年2月28日	平成17年2月25日

【普通徴収の納入期限と口座振替日】

- ※納付書で納入される場合は、納入の確認をコンピュータで処理しますので、紛失したり、汚したり、折り曲げたりすると確認ができませんので取り扱いには十分注意してください。
- ※納入期限を過ぎると督促状を発送し、督促手数料100円が必要になります。また、延滞金も加算される場合があります。
- ※介護保険料を滞納すると介護サービス費用をいったん全額自己負担することになり、後で申請により介護給付分（9割）が払い戻されることになります。また、給付の差し止めや利用者負担の割合が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費の払い戻しが受けられなくなったりする場合があります。

◆介護保険料の月割賦課について

転入された方や新規で65歳になられた方については、その月（誕生日が月の初日の場合はその前月）から月割で介護保険料が賦課されます。年金を受給している場合でも、その年度については納付書で納めていただくか口座振替になります。

また転出したり死亡された場合は、その月の前月分まで月割で賦課されます。被保険者の異動があった場合は、必ず14日以内に保健衛生課窓口へ届けてください。